

Radiata Increase



FP2級
実技
資産設計提案業務
過去問解説
2023年9月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・FP試験教材『最短最速合格ガイド』は、毎回試験に出ている問題をまとめスピード合格するための教材です。

・『最短最速合格ガイド』の詳細は下記のページからご覧ください。

<https://www.radiata-increase.com/shop>



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2023年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア) 生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、有償で具体的な必要保障額を試算した。

(イ) 税理士の登録を受けていないFPが、公民館主催の無料相談に訪れた相談者に対し、相続人の具体的な相続税額を計算した。

(ウ) 投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、顧客に対し有償で、特定企業の公表されている決算報告書を用いて、具体的な株式の投資時期等の判断や助言を行った。

(エ) 社会保険労務士の登録を受けていないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に、有償で公的年金の受給見込み額を計算した。

【答え】

ア. 適切 ○

生命保険募集人や保険仲立人の登録をしていないFPであっても、顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算することができます。

イ. 不適切 ×

税理士資格を持たないFPは、「税務相談」「税務書類の作成」「税務代理」を行ってはいけません。

具体的な納税額の計算は、税務相談に該当するため、行うことはできません。

ウ. 不適切 ×

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、投資助言・代理業・投資運用業を行ってはいけません。

具体的な株式の投資時期等の判断や助言を行うことはできません。

エ. 適切 ○

社会保険労務士資格を持たないFPは、労働社会保険諸法令に基づく申請書類の作成、提出手続きの代行、申告等の代理、帳簿書類の作成を行うことはできません。

ただし、社会保険労務士資格を有していないFPでも、公的年金の受給見込み額の計算することは、社会保険労務士業務に抵触しません。

問2

「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」および著作権法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人情報とは、生存する個人が特定できる情報のことをいい、原則として、死者の情報は個人情報とされない。
2. 顧客との電話による会話を録音したデータは、個人情報とされない。
3. 自身が記事中で紹介された新聞紙面をコピーし、生活者向け講演会の資料として配布する場合、当該新聞社の許諾は必要ない。
4. 公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、引用部分が「主」となる内容で、自ら作成する部分が「従」でなければならない。

【答え】

1. 適切 ○

本問の通り、

個人情報保護法は、個人情報を生存する個人に関する情報に限っているため、死者の情報については保護の対象とはなりません。

2. 不適切 ×

個人情報は、音声や映像によるものも含まれます。

3. 不適切 ×

たとえ自身の記事でも新聞記事は新聞社の著作物となります。

4. 不適切 ×

自己の著作物が「主」であり、引用部分が「従」であることが必要であり、主従関係といいます。

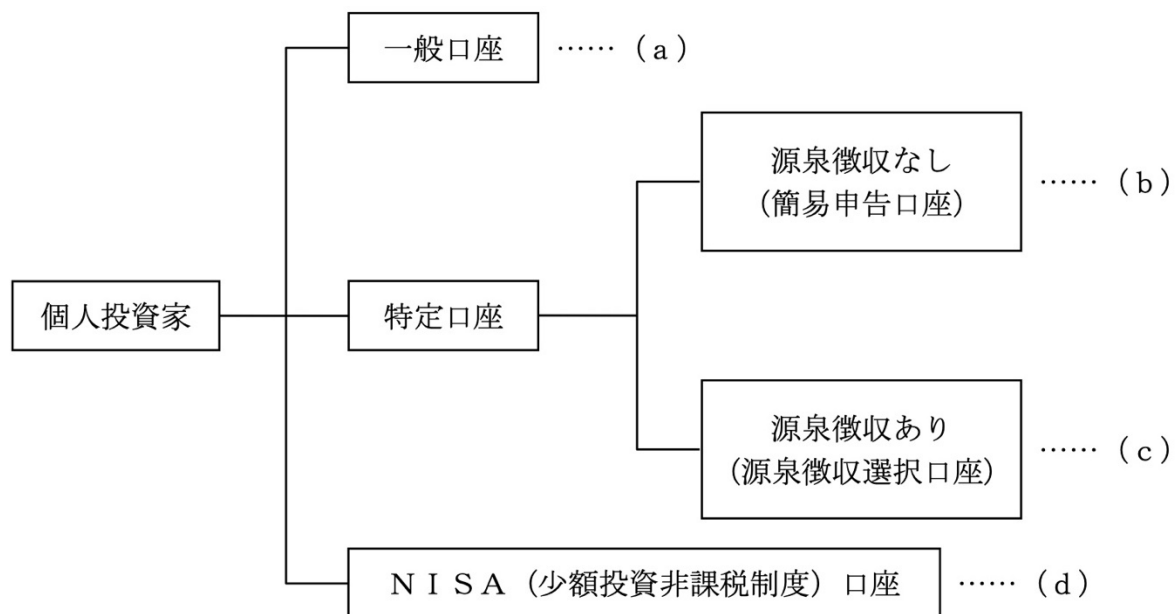
本問の説明は主従関係の説明が逆になります。

したがって正解は、1

【第2問】下記の(問3)～(問6)について解答しなさい。

問3 下記＜証券口座の概要＞に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜証券口座の概要＞



1. 金融商品取引業者等は、(a)のみを選択している個人投資家に対して、その口座内での1年間の取引をまとめて取引報告書を交付しなければならない。

2. 年初の売却で(b)を選択した場合、同年中の2度目以降の売却の際に(c)に変更できない。

3. (c)を選択した場合、ほかの金融商品取引業者等に開設している特定口座における損益と通算することはできない。

4. (d)の非課税投資枠を超えた取引は、(a)で取引しなければならない。

【答え】

1. 不適切

一般口座で管理している株式などは、投資家自ら1年間の譲渡損益を計算し、確定申告をしなければなりません。
金融商品取引業者などは取引報告書を**交付する義務はありません**。

2. 適切

特定口座の源泉徴収「あり」と「なし」は変更できます。
源泉徴収「なし」から「あり」へ変更する場合、配当金等の受入れのみであれば当年中に変更手続きが可能です。

源泉徴収「あり」から「なし」へ変更する場合、源泉徴収「あり」の口座で売却があった場合、その年中は**源泉徴収「なし」に変更できません**。

3. 不適切

特定口座と一般口座は損益通算可能です。
複数の証券会社の特定口座内の損益は、自動的に損益通算することはできませんが、確定申告することで**損益通算することができます**。

4. 不適切

NISA口座で非課税投資枠を超えた取引は、**一般口座・特定口座のどちらでも取引できます**。

したがって正解は、2

問4

個人向け国債(変動10年)に関する下表の空欄(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

利払い	***ごと
金利の見直し	(ア) ごと
金利設定方法	基準金利×(イ)
金利の下限	(ウ) % (年率)
購入単価	1万円以上1万円単位
中途換金	原則として、発行から(エ)経過すれば可能 ただし、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれる
発行月(発行頻度)	毎月(年12回)

※問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

<語群>

- | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|----------|
| 1. 半年 | 2. 1年 | 3. 2年 | 4. 3年 | 5. 0.03 |
| 6. 0.05 | 7. 0.33 | 8. 0.5 | 9. 0.55 | 10. 0.66 |

【答え】

ア. 1

個人向け国債の金利は半年ごとに見直されます。

イ. 10

金利は「基準金利×0.66」に設定されています。

ウ. 6

個人向け国債の金利の最低保証があり、0.05%です。

エ. 2

個人向け国債の中途換金は、発行後1年を経過することで可能となります。

問5

馬場さんは、特定口座で保有しているHG投資信託(追加型国内公募株式投資信託)の収益分配金を2023年6月に受け取った。HG投資信託の運用状況が下記<資料>のとおりである場合、次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

[馬場さんが特定口座で保有するHG投資信託の収益分配金受取時の状況]

収益分配前の個別元本：14,300円

収益分配前の基準価額：13,800円

収益分配金：200円

収益分配後の基準価額：13,600円

・ 馬場さんが保有するHG投資信託の収益分配後の個別元本は、(ア)である。

・ 馬場さんが特定口座で受け取った分配金には、所得税・住民税が課税(イ)。

1. (ア)13,600円 (イ)される
2. (ア)14,100円 (イ)される
3. (ア)13,600円 (イ)されない
4. (ア)14,100円 (イ)されない

【答え】

ア.

株式投資信託の分配金には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)の2種類があり、収益分配金支払後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、元本払戻金(特別分配金)となります。

$$\begin{aligned}\text{収益分配後の個別元本} &= \text{分配落ち前の個別元本} - \text{元本払戻金の額} \\ &= 14,300\text{円} - 200\text{円} \\ &= 14,100\text{円}\end{aligned}$$

イ.

普通分配金は、利益が出ていますので、課税されますが、元本払戻金は、投資した元本が戻ってきているだけですので、**課税されません**。

したがって正解は、4

問6

藤原さんは、勤務先に企業年金がないため、HT社を運営管理機関とする個人型確定拠出年金(以下「iDeCo」という)に加入することを検討しており、下記<資料>を示してFPの小山さんに質問をした。小山さんの説明のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料：HT社 iDeCoの運用商品ラインアップ>

分 類	商 品 名
投資信託	国内株式 HT国内株式DCインデックスファンド
	国内株式 HT国内株式DC集中ファンド
	国内債券 HTザ・日本債券DCファンド
	外国株式 HT外国株式DCインデックスファンド
	外国株式 HT外国株式DC厳選ファンド
	外国債券 HT全世界債券DCファンド
	国内リート HT国内リートDCファンド
	外国リート HTグローバルリートDCファンド
	バランス型 HT 6 資産バランスファンド
	バランス型 HT 8 資産ローリスクバランスファンド
保険商品	HI 保険DC用年金
定期預金	HB 銀行DC用定期預金

1. 「HT社が扱う商品の中から1つだけを運用商品として、選択することはできません。」
2. 「選択した運用商品は、iDeCo加入中、原則として、いつでも変更することができます。」
3. 「運用商品のうち投資信託には、国内株式型や国内債券型など投資対象となる資産によって分類されるものもありますが、バランス型のように複数資産を組み合わせたものもあります。」
4. 「運用商品には、保険商品や定期預金等の元本確保型商品があり、所定の利息が上乗せされますが、金利情勢によっては利息額を手数料が上回る場合もあります。」

【答え】

1. 不適切

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、複数の商品に投資することもできますし、1つに投資することもできます。

2. 適切

本問の通り

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、いつでも運用商品を変更することが可能です。

3. 適切

本問の通り

バランス型とは、株式だけや債券だけなど一つの資産に投資するわけではなく、複数の資産や市場へバランスよく分散投資します。

そのため、1つのバランス型に投資することで、さまざまな資産に投資できリスク分散することができます。

4. 適切

本問の通り

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、定期預金などの元本確保型商品もあります。また金利情勢によっては利息額を手数料が上回る場合もあります。

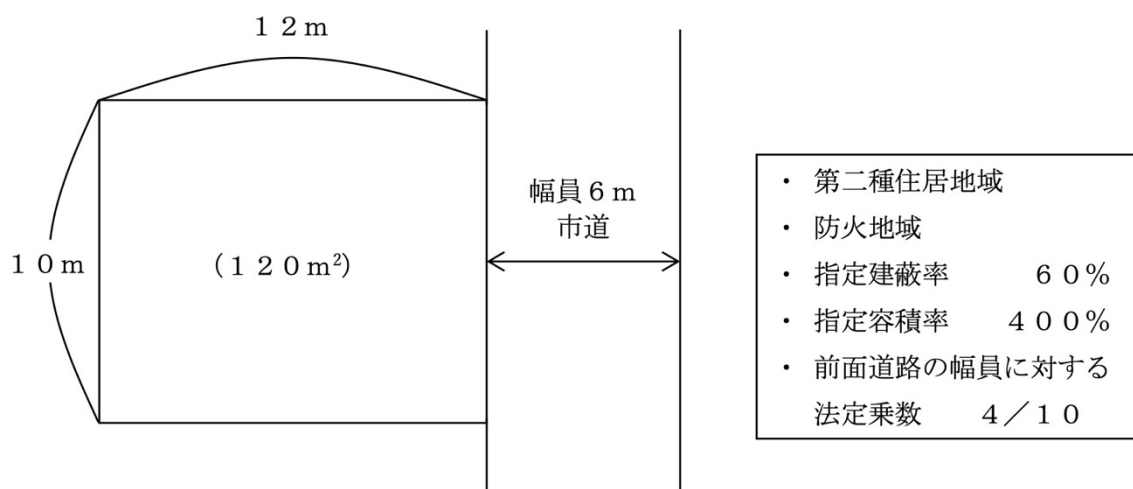
したがって正解は、1

【第3問】下記の(問7)～(問10)について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度(ア)と延べ面積(床面積の合計)の最高限度(イ)の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、＜資料＞に記載のない条件については一切考慮しないものとする。

＜資料＞



1. (ア) 72m² (イ) 288m²
2. (ア) 72m² (イ) 480m²
3. (ア) 84m² (イ) 288m²
4. (ア) 84m² (イ) 480m²

【答え】

(ア) 建築面積の最高限度

[建築面積の上限の計算式]

・建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

防火地域内にある耐火建築物を建築する場合、建ぺい率が10%緩和されます。

建築面積の上限= $120\text{m}^2 \times (60\% + 10\%) = 84\text{m}^2$

(イ) 延べ面積の上限

容積率とは、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

●容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

[本問の場合]

・全面道路の幅員=4m

・用途地域=第二種居住地域

6m×4/10=240%

指定容積率400%

小さい方が限度となりますので、容積率は240%となります。

延べ面積の上限=120㎡×240%=288㎡

したがって正解は、3.(ア)84㎡ (イ)288㎡

問8

下記＜資料＞は、大津さんが購入を検討している物件の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、＜資料＞に記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成13年4月2日 第×718号	所有者 ××市○×二丁目1番2号 細井正

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成13年4月2日 第×719号	原因 平成13年4月2日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,000万円 利息 年2.80%（年365日日割計算） 損害金 年14.5%（年365日日割計算） 債務者 ××市○×二丁目1番2号 細井正 抵当権者 △△区○△二丁目2番3号 株式会社KM銀行

1. 権利部（甲区）には、所有権の移転登記のほか、差押え等が記載される。
2. この物件には株式会社KM銀行の抵当権が設定されているが、別途、ほかの金融機関などが抵当権を設定することもできる。
3. 細井正さんが株式会社KM銀行への債務を完済した場合、当該抵当権の登記は自動的に抹消される。
4. 登記事項証明書は、誰でも法務局などにおいて、交付請求をすることができる。

【答え】

1. 適切

表題部
表示(物理的状況)に関する事項
・土地に関する登記記録 所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載
・建物に関する登記記録 家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載

権利部
権利に関する事項
甲区:所有権に関する事項 所有権の保存・移転・仮登記・ 差押え などを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項 抵当権・借地権・賃借権などを記載

不動産の登記記録の権利部甲区に、差し押さえ等が記載されています。

2. 適切

不動産には、複数の抵当権を設定することができます。

3. 不適切

債務を完済しても、設定している抵当権は自動的に**抹消されません**。
抹消するためには、抹消登記が必要です。

4. 適切

不動産登記記録は、法務局(登記所)で登記事項証明書の交付申請をすれば、**誰でも記載事項は確認**できます。

したがって正解は、3

問9

不動産取得税に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

不動産取得税は、原則として不動産の所有権を取得した者に対して、その不動産が所在する(ア)が課税するものであるが、相続や(イ)等を原因とする取得の場合は非課税となる。課税標準は、原則として(ウ)である。また、一定の条件を満たした新築住宅(認定長期優良住宅ではない)を取得した場合、課税標準から1戸当たり(エ)を控除することができる。

<語群>

1. 市町村 2. 都道府県 3. 国税局
4. 贈与 5. 売買 6. 法人の合併
7. 固定資産税評価額 8. 公示価格 9. 時価
10. 1,000万円 11. 1,200万円 12. 1,500万円

【答え】

ア. 2

不動産取得税の課税主体は都道府県です。

イ. 6

法人の合併の場合は、不動産取得税は非課税となります。

ウ. 7

不動産取得税の課税標準は、固定資産税評価額です。

エ. 11

新築住宅を取得(増改築を含む)する場合、床面積が 50m^2 以上 240m^2 以下(貸家の場合 40m^2 以上)の住宅(特例適用住宅)であれば、1戸につき1,200万円を課税標準から控除することができます(認定長期優良住宅については、1戸につき1,300万円)。

問10

橋口さんは、自身の居住用財産である土地・建物の譲渡を予定しており、FPで税理士でもある吉田さんに居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例(以下「本特例」という)について質問をした。下記<資料>に基づく本特例に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

土地・建物の所在地:〇〇県××市△△町1-2-3

取得日:2020年2月4日

取得費:2,500万円

譲渡時期:2023年中

譲渡金額:3,200万円

(ア)「2020年に本特例の適用を受けていた場合、2023年に本特例の適用を受けることはできません。」

(イ)「橋口さんの2023年の合計所得金額が3,000万円を超える場合、本特例の適用を受けることはできません。」

(ウ)「譲渡先が橋口さんの配偶者や直系血族の場合、本特例の適用を受けることはできません。」

(エ)「本特例の適用を受けられる場合であっても、譲渡益が3,000万円に満たないときは、その譲渡益に相当する金額が控除額になります。」

【答え】

ア. 不適切

[居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例]

- ・自宅(居住用財産)を売っていること
- ・親子や配偶者といった特殊関係者への売却ではないこと
- ・売却した不動産の所有期間が売却した年の1月1日現在において10年を超えていること
- ・売却した年から数えて、前年および前々年にこの特例の適用を受けていないこと

[本問の場合]

2023年に売却した場合、2021年・2022年にこの特例の適用を受けている場合は、適用できませんが、本問では2020年に本特例の適用を受けていた場合ですので、適用できます。。

イ. 不適切

本特例の適用を受けるために、合計所得金額の要件はありません。

ウ. 適切

本特例は売手と買手が、配偶者・直系血族および生計を一にする親族等は適用を受けることができません。

エ. 適切

本問の通り

譲渡益が3,000万円に満たない場合、その譲渡益に相当する金額が控除額になります。

【第4問】下記の(問11)～(問14)について解答しなさい。

問11

細川さんは契約している生命保険契約の保険料の払込みができなかった場合の流れについて、FPの大垣さんに質問をした。下記＜資料＞に基づく大垣さんの説明の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料：細川さんが契約している生命保険＞

保険種類	解約返戻金の有無
終身保険 A	あり
特定疾病保障保険 B	なし

＜大垣さんの説明＞

- ・「終身保険 A、特定疾病保障保険 B とともに払込期日までに保険料の払込みができなかった場合でも (ア) 期間内に保険料を払い込めば、保険契約を継続させることができます。」
- ・「終身保険 A は (ア) 期間内に保険料の払込みができなかった場合でも、(イ) によって解約返戻金の範囲内で保険会社が保険料を立て替えることにより契約は継続します。」
- ・「特定疾病保障保険 B は (ア) 期間内に保険料の払込みができなかった場合、保険契約は (ウ) となります。ただし、(ウ) となった場合でも保険会社が定める期間内に (エ) の手続きを取り、保険会社の承諾を得て未払いの保険料と保険会社によっては利息を払い込むことで契約を有効に戻すことができます。」

1. (ア) 払込待機 (イ) 契約者貸付 (ウ) 失効 (エ) 復元
2. (ア) 払込猶予 (イ) 自動振替貸付 (ウ) 失効 (エ) 復活
3. (ア) 払込待機 (イ) 自動振替貸付 (ウ) 解除 (エ) 復活
4. (ア) 払込猶予 (イ) 契約者貸付 (ウ) 解除 (エ) 復元

【答え】

ア.

払込期日までに保険料の払込ができなかった場合でも、**払込猶予**期間内に保険料を払い込めば、保険契約を継続させることができます。

イ.

自動振替貸付は、解約返戻金がある生命保険の場合に、保険会社が自動的に立て替えてくれる制度です。

自動振替貸付によって、解約返戻金の範囲内で保険会社から保険料を立て替えることにより契約を継続します。

ウ.

特定疾病保障保険Bは解約返戻金がない保険ですので、払込猶予期間内に保険料が払い込まれなかった場合、保険契約は**失効**します。

エ.

一度失効した契約を再び有効にする制度を**復活**と言います。

したがって正解は、2

問12

山岸幸太郎さん(48歳)が加入の提案を受けた生命保険の保障内容は下記<資料>のとおりである。この生命保険に加入した場合、次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料/生命保険提案書>

ご提案書		(ご契約者) 山岸 幸太郎 様 (被保険者) 山岸 幸太郎 様 (年齢・性別) 48歳・男性		
予定契約日：2023年10月1日 払込保険料合計：××, ×××円 支払方法：月払い、口座振替				
終身保険 ➡ 定期保険 更新 ➡ 新3大疾病保障保険 更新 ➡ 身体障害保障保険 更新 ➡ 入院総合保険 更新 ➡ ▲ 48歳 契約 ▲ 58歳 更新 ▲ 80歳 払込・更新満了 ➡				
保険料払込期間				
◇ご提案内容				
ご契約内容	保険期間	保険金・給付金名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額
終身保険	終身	死亡保険金	死亡のとき	100万円
定期保険	10年	死亡保険金	死亡のとき	1,400万円
新3大疾病保障保険	10年	3大疾病保険金	所定の3大疾病に罹患したとき(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)	500万円
		特定疾病診断保険金	所定のがん(上皮内新生物等)・狭心症・急性心筋梗塞・脳動脈瘤・一過性脳虚血発作・脳卒中のいずれかに罹患、または3大疾病保険金が支払われるとき	3大疾病保険金額の10%
		死亡保険金	死亡のとき	3大疾病保険金額の10%
身体障害保障保険	10年	身体障害保険金	身体障害者福祉法に定める1～3級の障害に該当し、その障害に対する身体障害者手帳の交付があったとき	400万円
		死亡保険金	死亡のとき	400万円

入院総合 保険	10年	入院給付金	所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき		それぞれ30万円
		外来手術給付金		入院を伴わない所定の手術を受けたとき	入院給付金額×10%
		先進医療給付金	公的医療保険制度の対象となる所定の手術等や同制度に定める先進医療	所定の先進医療による治療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額
		先進医療一時金		先進医療給付金が支払われるとき	20万円 (技術料と同額が上限)
リビング・ニーズ特約 (※)	—	特約保険金	余命6ヵ月以内と判断されるとき		死亡保険金の範囲内、かつ、3,000万円以内の金額

(※) 新3大疾病保障保険の死亡保険金は、リビング・ニーズ特約による保険金支払いの対象となりません。

- 山岸さんが虫垂炎で8日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受け、退院後にケガで公的医療保険制度の対象となる所定の手術を入院せずに1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- 山岸さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため20日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- 山岸さんが余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（ ウ ）万円である。なお、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

【答え】

ア.

- ・入院給付金30万円
→虫垂炎で8日間入院している
- ・外来手術給付金3万円
→ケガによる入院を伴わない手術

合計=33万円

イ.

- ・三大疾病保険金500万円
→がんと診断
- ・特定疾病診断保険金 $500万円 \times 10\% = 50万円$
→がんと診断
- ・入院給付金30万円
20日間入院している

合計=580万円

ウ.

本問の場合、死亡保険金を合計しますが、「新3大疾病保障保険の死亡保険金は、リビング・ニーズ特約による保険金支払いの対象となりません」と資料にありますので、含みません。

- ・終身保険100万円
- ・定期保険1,400万円
- ・身体障害保障保険400万円

合計=1,900万円

問13

下記＜資料＞の養老保険のハーフタックスプラン(福利厚生プラン)に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○を、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、当該法人の役員・従業員の大部分は法人の同族関係者ではない。

＜資料＞

保険の種類	養老保険
契約者（保険料負担者）および満期保険金受取人	株式会社Y C
被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	被保険者の遺族

(ア) 部課長等の役職者のみを被保険者とする役職による加入基準を設けた場合、職種等に応じた合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められる。

(イ) 原則として役員・従業員全員を被保険者とする普遍的加入でなければ、株式会社Y Cが支払った保険料の2分の1を福利厚生費として損金の額に算入することができない。

(ウ) 養老保険に入院特約等を付加した場合、株式会社Y Cが支払った養老保険部分の保険料の2分の1を福利厚生費として損金の額に算入することができない。

(エ) 死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、株式会社Y Cは当該契約に係る資産計上額を取り崩し、同額を損金の額に算入する。

【答え】

ア. 不適切

ハーフタックスプランでは、契約者を法人、被保険者を役員・従業員、普遍的加入(加入者の公平性)を条件に、福利厚生費として2分の1を損金計上が認められています。

役職者のみを被保険者とすることは認められていません。

イ. 適切

福利厚生費として2分の1を損金計上するためには、**普遍的加入**が条件となります。

普遍的加入は、「全員加入が原則」「客観性判断に基づく基準を持って、従業員を選定する必要があります。」

ウ. 不適切

特約の付加の有無は関係ありません。

ハーフタックスプランの要件を満たしている場合は、2分の1を損金算入することができます。

エ. 適切

本問の通り

死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、法人は資産計上額を取り崩し、同額を雑損失として損金の額に算入します。

問14

川野さん(43歳)が自身を記名被保険者として契約している自動車保険の下記<資料>の契約更新案内に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、<資料>に記載のない特約については考慮しないものとする。

<資料>

	前年同等プラン	おすすめプランA	おすすめプランB
保険料(月払い)	×, ×××円	×, ×××円	×, ×××円
運転者年齢条件	35歳以上補償	35歳以上補償	年齢条件なし
運転者限定の有無	家族限定	限定なし	限定なし
対人賠償保険 (1名につき)	無制限	無制限	無制限
対物賠償保険	無制限	無制限	無制限
人身傷害保険 (1名につき)	付帯なし	3,000万円	5,000万円
車両保険	エコノミー型 (車対車+A) 保険金額: 130万円	一般型 保険金額: 130万円	一般型 保険金額: 130万円
	免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円
その他の特約	—	弁護士特約	弁護士特約 ファミリーバイク特約

(ア)どのプランでも、川野さんが被保険自動車運転中の事故により負傷した場合、川野さんの過失割合にかかわらず、ケガの治療費の補償を受けることができる。

(イ)前年同等プランでは、被保険自動車が盗難による損害を受けた場合、補償の対象となる。

(ウ)おすすめプランAでは、川野さんの友人(33歳)が被保険自動車を運転中に対人事故を起こした場合、補償の対象とならない。

(エ)おすすめプランBでは、川野さんが所有する原動機付自転車を運転中に対物事故を起こした場合、補償の対象となる。

【答え】

ア. 不適切

過失割合にかかわらず、ケガの治療費の補償を受けるには、人身傷害補償保険に加入する必要があります。

本問では、「前年同等プラン」には、人身傷害補償保険には付帯されていないので、「どのプランでも」という説明は不適切です。

イ. 適切

車両保険は、被保険自動車につき、衝突、接触、火災、爆発、盗難、台風、洪水等の偶然な事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

エコノミー型・一般型どちらも、盗難は補償対象です。

ウ. 不適切

おすすめプランAは、「限定なし」ですので、友人が運転者として事故を起こした場合でも、補償対象となります。

エ. 適切

おすすめプランBは、「ファミリーバイク特約」が付帯されていますので、対物事故を起こした場合、補償の対象となります。

【第5問】下記の(問15)～(問18)について解答しなさい。

問15

会社員の榎田さんが2023年中に支払った医療費等が下記＜資料＞のとおりである場合、榎田さんの2023年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、榎田さんの2023年分の所得は、給与所得610万円のみであるものとし、榎田さんは妻および母と生計を一にしている。また、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)については考慮せず、保険金等により補てんされる金額はないものとする。

＜資料＞

支払年月	医療等を受けた人	医療機関等	内容	支払金額
2023年1月	母	A病院	入院治療(注1)	63,000円
2023年4月	本人	B病院	人間ドック(注2)	47,000円
	妻			57,000円
	本人		通院治療	33,000円
2023年8月	母	C歯科医院	歯科治療(注3)	450,000円

(注1) 母は、2022年12月に入院して、2023年1月に退院している。退院の際に支払った金額63,000円のうち30,000円は、2022年12月分の入院代および治療費であった。

(注2) 榎田さんは夫婦で人間ドックを受診したが、榎田さんは重大な疾病が発見されたため、引き続き通院をして治療をすることとなった。妻は、人間ドックの結果、異常は発見されなかった。

(注3) 虫歯が悪化したため抜歯し、医師の診断により一般的なインプラント治療を受け、現金で支払った。

1. 43,000円
2. 463,000円
3. 493,000円
4. 550,000円

【答え】

医療費控除は、その年に支払った自己負担の医療費から保険金などで補填された金額と10万円を差し引いた額です。

[計算式]

支出した医療費用-10万円

[本問の場合]

- ・入院治療:63,000円→対象
- ・人間ドッグ:47,000円(榎田さん本人の部分のみ)→対象
- ・通院治療:33,000円→対象
- ・歯科治療:450,000円→対象

●支出した医療費

63,000円+47,000円+33,000円+450,000円=593,000円

●医療費総額

593,000円-医療費控除100,000円=493,000円

したがって正解は、3

問16

会社員の増田さんの2023年分の所得等が下記＜資料＞のとおりである場合、増田さんが2023年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算できる損失はいくらになるか。なお、▲が付された所得金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

所得の種類	所得金額	備 考
給与所得	5 4 0 万円	勤務先からの給与で年末調整済み
不動産所得	▲ 7 0 万円	収入金額：1 8 0 万円 必要経費：2 5 0 万円（※）
譲渡所得	▲ 4 0 万円	上場株式の売却に係る損失
譲渡所得	▲ 1 5 万円	ゴルフ会員権の売却に係る損失

（※）必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額2 5 万円が含まれている。

【答え】

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

●不動産所得

不動産所得の損失のうち、土地取得に要した負債の利子は他の所得と損益通算できません

損失▲70万円から土地取得に要した負債の利子25万円を除くと、▲45万円となります。

●譲渡所得

・譲渡所得でも、株式等の譲渡損失は分離課税のため、総合課税の給与所得と損益通算できません。

・ゴルフ会員権は、総合課税の対象で、損益通算できません。

よって、給与所得と損益通算できる金額は、45万円です。

したがって正解は、45(万円)

問17

広尾さん(66歳)の2023年分の収入等が下記＜資料＞のとおりである場合、広尾さんの2023年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。

＜資料＞

内容	金額
アルバイト収入	55万円
老齢年金および企業年金	350万円
不動産収入	130万円

※アルバイト収入は給与所得控除額を控除する前の金額である。

※老齢年金および企業年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※不動産収入は土地の貸し付けによる地代収入であり、地代収入に係る必要経費は年間20万円である。

また、広尾さんは青色申告者であり、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。なお、必要経費の20万円に青色申告特別控除額10万円は含まれていない。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

1. 335万円
2. 345万円
3. 355万円
4. 390万円

【答え】

●給与所得:アルバイト収入

給与所得=給与収入-給与所得控除

給与所得=55万円-55万円=0円

給与等の収入金額	給与所得控除額
	2020 年度分以降
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額×40%-10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円
850 万円超 1,000 万円以下	195 万円(上限額)
1,000 万円超	

●雑所得:老齢年金および企業年金

公的年金等控除=350万円×25%+27.5万円=115万円

公的年金等に係る雑所得=350万円-115万円=235万円

●不動産所得:不動産収入

不動産所得=総収入金額-必要経費-青色申告特別控除

本問では、必要経費20万円と青色申告特別控除10万円は控除前です。

不動産所得=130万円-20万円-10万円=100万円

●総所得金額

0円+235万円+100万円=335万円

したがって正解は、1

問18

住吉さんは、加入していた下記＜資料＞の養老保険が2023年8月に満期を迎えたため、満期保険金を一括で受け取った。住吉さんの2023年分の所得税において、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、住吉さんには、この満期保険金以外に一時所得の対象となるものはないものとする。

＜資料＞

払込保険料の総額:430万円

満期保険金:500万円

保険期間:10年間

1. 10万円
2. 20万円
3. 35万円
4. 70万円

【答え】

●一時所得=総収入金額-収入を得るために支出した額-特別控除50万円
=500万円-430万円-50万円=20万円

※一時所得は、総所得金額を算出する際に、**2分の1**が合算対象です

20万円×1/2=10万円

したがって正解は、1

【第6問】下記の(問19)～(問21)について解答しなさい。

問19

下記の相続事例(2023年7月30日相続開始)における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないものとする。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：5,000万円(小規模宅地等の特例適用後：1,000万円)

建物：300万円

現預金：5,000万円

死亡保険金：3,000万円(生命保険金等の非課税限度額控除前)

債務および葬式費用：200万円

＜親族関係図＞



※「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用はすべて被相続人の配偶者が負担している。

1. 7,600万円
2. 7,800万円
3. 9,100万円
4. 11,600万円

【答え】

●相続税の課税財産

土地(特例適用後):1,000万円

建物:300万円

現預金:5,000万円

死亡保険金=3,000万円

合計=1,000万円+300万円+5,000万円+3,000万円=9,300万円

●死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」で計算します。

本問の場合は、法定相続人は配偶者、長男、二男の3人となります。ので、
500万円×3人=1,500万円が非課税限度となります。

死亡保険金の非課税額=3,000万円-1,500万円=1,500万円

債務・葬式費用=200万円

●相続税の課税価格に算入される額

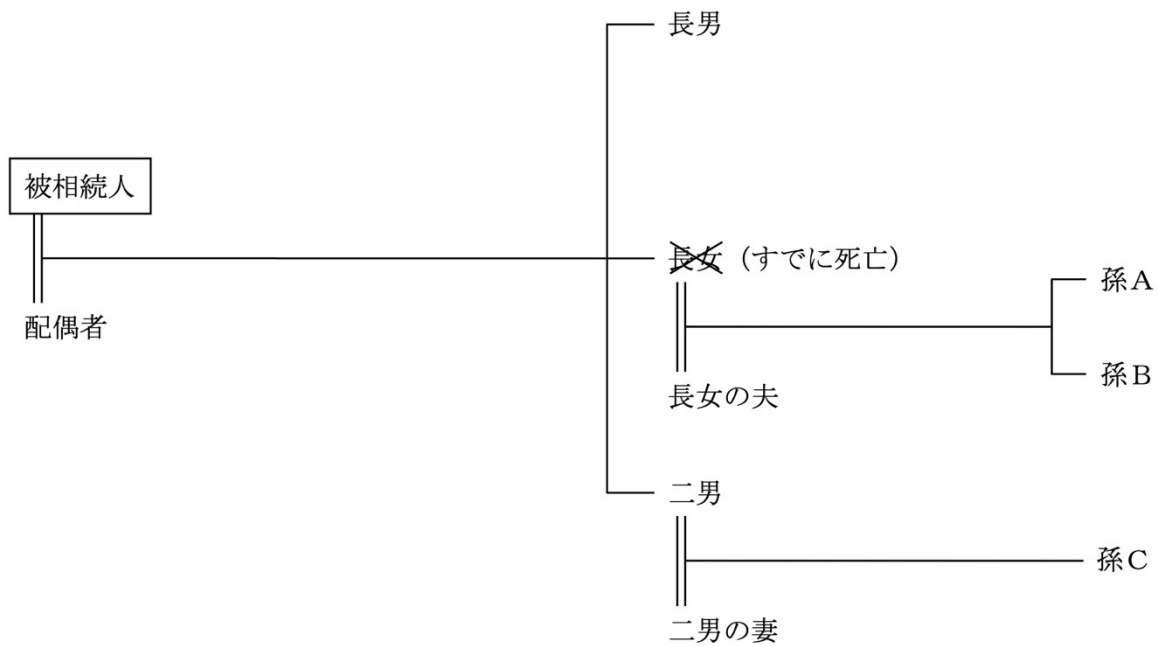
9,300万円-1,500万円-200万円=7,600万円

したがって正解は、7,600万円

問20

下記＜親族関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

＜親族関係図＞



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は(ア)である。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は(イ)である。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は(ウ)である。

＜語群＞

- | | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 1. ゼロ | 2. $1/2$ | 3. $1/3$ | 4. $1/4$ | 5. $1/6$ |
| 6. $1/8$ | 7. $1/12$ | 8. $1/18$ | 9. $2/3$ | |

【答え】

[法定相続人]

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[代襲相続相続人]

相続分は本来の相続分と同じです。

『本問の法定相続人』

配偶者・長男・二男・孫A・孫B

『本問の法定相続分』

- ・配偶者 $1/2$
- ・長男・二男 $1/2 \times 1/3 = 1/6$
- ・孫A・孫B $1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$

ア. 2

被相続人の配偶者の法定相続分は($1/2$)である。

イ. 5

被相続人の二男の法定相続分は($1/6$)である。

エ. 7

被相続人の孫Aの法定相続分は($1/12$)である。

問21

相続の手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続人が相続放棄をする場合、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として、6ヵ月以内に家庭裁判所にその旨の申述をしなければならない。
2. 遺産分割協議により遺産分割を行う場合、相続の開始があったことを知った日から10ヵ月以内に遺産分割協議書を作成し、家庭裁判所に提出しなければならない。
3. 法定相続情報証明制度に基づき、法定相続情報一覧図を作成した場合であっても、遺産の相続手続きを行う際には、被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本の原本が必要となる。
4. 被相続人の死亡時の住所地が国内にある場合、相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長である。

【答え】

1. 不適切

相続の放棄は、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申述する必要があります。

2. 不適切

遺産分割の提出期限はありません。

3. 不適切

法定相続情報証明制度は、戸籍謄本の代わりに法定相続情報一覧図で相続関係を証明してくれるものです。

無料で必要枚数交付されますので、すべての戸籍謄本の原本を用意する必要はありません。

4. 適切

本問の通り

被相続人の死亡時の住所地が国内にある場合、相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長です。

したがって正解は、4

【第7問】下記の(問22)～(問24)について解答しなさい。

＜福岡家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
福岡 洋司	本人	1979年11月 2日	会社員
美緒	妻	1979年 4月10日	会社員
結奈	長女	2009年 8月24日	中学生
健太	長男	2011年 6月21日	小学生

＜福岡家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
家族構成／ 年齢	福岡 洋司	本人	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳
	美緒	妻	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳
	結奈	長女	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	健太	長男	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
ライフイベント			結奈 中学校 入学		健太 中学校 入学	結奈 高校入学	結婚 20周年 旅行
			変動率				
収入	給与収入(本人)	1%	(ア)				
	給与収入(妻)	1%					
	収入合計	—			1,001		
支出	基本生活費	2%	373			(イ)	
	住居費	—	205	205	205	205	205
	教育費	—	180				200
	保険料	—	54	54	54		60
	一時的支出	—					130
	その他支出	2%	50				
	支出合計	—	862	893	921		
年間収支			—				
金融資産残高			1%	1,046	(ウ)		1,196

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2022年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものをを使用すること。

ただし、金融資産残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

問22

福岡家のキャッシュフロー表の空欄(ア)は洋司さんの可処分所得である。下表のデータに基づいて、空欄(ア)にあてはまる数値を計算しなさい。なお、2022年における洋司さんの収入は給与収入のみである。

2022年分の洋司さんの給与収入(額面)	684万円
----------------------	-------

2022年に洋司さんの給与から天引きされた支出の年間合計金額					
厚生年金保険料	63万円	健康保険料・介護保険料	41万円	雇用保険料	3万円
所得税	25万円	住民税	34万円	財形貯蓄	60万円
社内預金	36万円	従業員持株会	12万円	社内あっせん販売	12万円

【答え】

可処分所得とは、収入のうち税金や社会保険料を除いた所得です。

可処分所得=収入金額-(所得税+住民税+社会保険料)

[本問の場合]

2022年の洋司さんの給与収入（額面）	684万円
---------------------	-------

2022年に洋司さんの給与から天引きされた支出の年間合計金額					
厚生年金保険料	63万円	健康保険料・介護保険料	41万円	雇用保険料	3万円
所得税	25万円	住民税	34万円	財形貯蓄	60万円
社内預金	36万円	従業員持株会	12万円	社内あっせん販売	12万円

- ・厚生年金保険料 63万円
- ・所得税 25万円
- ・住民税 34万円
- ・健康保険料・介護保険料 41万円
- ・雇用保険料 3万円

給与収入 684 万円-(63 万円+25 万円+34 万円+41 万円+3 万円)=518 万円

したがって正解は、518(万円)

問23

福岡家のキャッシュフロー表の空欄(イ)にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^{\text{N乗}}$

[本問の場合]

- ・元金 373万円
- ・変動率 2%
- ・3年後

3年後の基本生活費 $=373\text{万円} \times (1+2 \div 100)^3 = 395.830 \cdots \rightarrow 396\text{万円}$ (万円未満四捨五入)

したがって正解は、(イ) 396万円

問24

福岡家のキャッシュフロー表の空欄(ウ)にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^N$ 乗

[本問の場合]

- ・前年の金融資産残高 1,046万円
- ・変動率 1%
- ・1年間の年間収支
収入合計1,001万円-支出合計921万円=80万円

前年の金融資産残高=1,046万円 $\times(1+1\div100)^1$ 乗+80万円=1136.46万円
=1136万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、1136 (万円)

【第8問】下記の(問25)～(問27)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

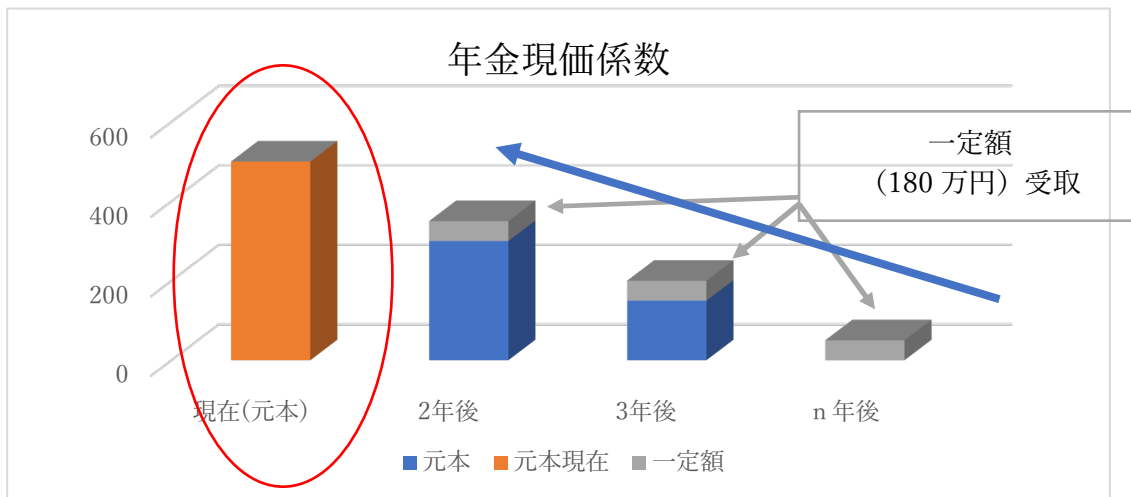
宇野さんは、定年退職後の生活資金として、65歳からの30年間、毎年年末に180万円ずつ貯蓄を取り崩していきたいと考えている。年利1.0%で複利運用する場合、受取り開始年の初めにいくら貯蓄があればよいか。

【答え】

●年金現価係数

一定期間にわたって複利運用し、毎年一定金額を受取るための現在必要な元本を求める。

30年間にわたって180万円ずつ受取りたい。年利1%とした場合、現在必要な元本は？



$$180 \text{ 万円} \times 25.808 = 46,454,400 \text{ 円}$$

したがって正解は、46,454,400円

問26

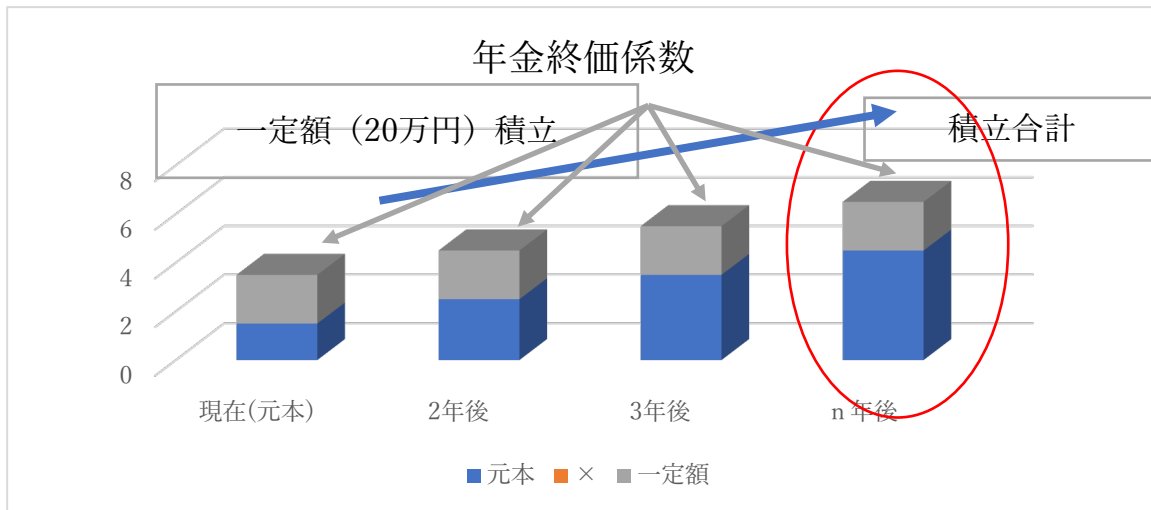
谷口さんは、子どもの大学進学資金の準備として毎年年末に20万円ずつ新たに積み立てようと考えている。15年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、15年後の合計額はいくらになるか。

【答え】

●年金終価係数

毎年一定額を積立てた場合の一定期間後の将来の金額を求める。

年利 1% で毎年 20 万円を 15 年間積み立てた場合の 15 年後の金額は？



$$200,000 \text{ 円} \times 16.097 = 3,219,400 \text{ 円}$$

したがって正解は、3,219,400円

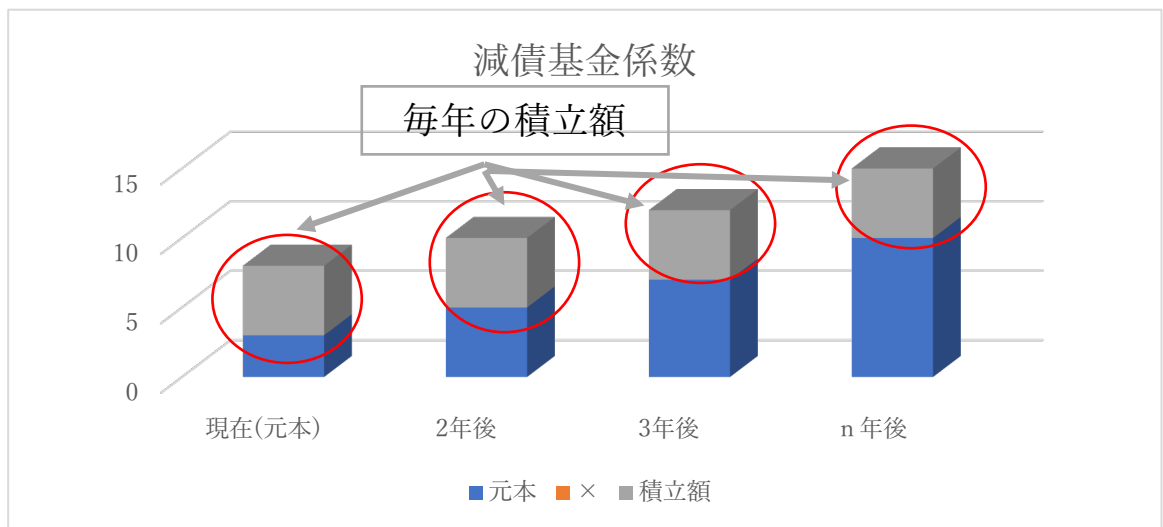
問27

千田さんは、マイカーの買い替え資金として、6年後に150万円を用意したいと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

●減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための毎年の積立額を求める係数は減債基金係数を使用します。



[係数早見表]より6年間、年利1.0%の減債基金係数は、0.163です。

$$1,500,000\text{円} \times 0.163 = 244,500\text{円}$$

したがって正解は、244,500円

【第9問】下記の(問28)～(問34)について解答しなさい。

<設例>

長岡京介さんは、民間企業に勤務する会社員である。京介さんと妻の秋穂さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある五十嵐さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2023年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
長岡 京介	本人	1978年6月22日	45歳	会社員(正社員)
秋穂	妻	1979年4月5日	44歳	会社員(正社員)
翔太	長男	2006年8月18日	17歳	高校生

[収入金額(2022年)]

京介さん：給与収入450万円(手取り額)。給与収入以外の収入はない。

秋穂さん：給与収入400万円(手取り額)。給与収入以外の収入はない。

[金融資産(時価)]

京介さん名義

銀行預金(普通預金)：50万円

銀行預金(定期預金)：150万円

投資信託：50万円

秋穂さん名義

銀行預金(普通預金)：100万円

個人向け国債(変動10年)：50万円

[住宅ローン]

契約者：京介さん

借入先：LA銀行

借入時期：2013年12月(居住開始時期：2013年12月)

借入金額：2,200万円

返済方法：元利均等返済(ボーナス返済なし)

金利：固定金利選択型10年(年3.00%)

返済期間：25年間

[保険]

定期保険A：保険金額3,000万円（リビング・ニーズ特約付き）。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は京介さん、保険金受取人は秋穂さんである。保険期間は25年。

火災保険B：保険金額1,400万円。地震保険付帯。保険の目的は自宅建物。保険契約者（保険料負担者）および保険金受取人は京介さんである。

問28

京介さんは、現在居住している自宅の住宅ローンの繰上げ返済を検討しており、FPの五十嵐さんに質問をした。京介さんが住宅ローンを120回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記＜資料＞を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等については考慮しないものとする。

＜資料：長岡家の住宅ローンの償還予定表の一部＞

返済回数（回）	毎月返済額（円）	うち元金（円）	うち利息（円）	残高（円）
120	104,326	66,393	37,933	15,107,049
121	104,326	66,559	37,767	15,040,490
122	104,326	66,725	37,601	14,973,765
123	104,326	66,892	37,434	14,906,873
124	104,326	67,059	37,267	14,839,814
125	104,326	67,227	37,099	14,772,587
126	104,326	67,395	36,931	14,705,192
127	104,326	67,564	36,762	14,637,628
128	104,326	67,732	36,594	14,569,896
129	104,326	67,902	36,424	14,501,994
130	104,326	68,072	36,254	14,433,922
131	104,326	68,242	36,084	14,365,680
132	104,326	68,412	35,914	14,297,268
133	104,326	68,583	35,743	14,228,685
134	104,326	68,755	35,571	14,159,930
135	104,326	68,927	35,399	14,091,003

1. 9ヵ月
2. 1年1ヵ月
3. 1年2ヵ月
4. 1年3ヵ月

【答え】

繰上げ返済すると、次回返済分(本問 120 回)から順に元金部分に充当されていきます。

＜資料＞から

120 回返済後の残高は 15,107,049 円とあります。

ここから 100 万円繰上げ返済したとすると、

繰上げ返済後の残高 $15,107,049 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 14,107,049 \text{ 円}$

よって、14,107,049 円以上となっている返済回までは返済を完了することになります。

＜資料＞から

[計算式]

・134 回の繰上げ返済: $15,107,049 \text{ 円} - 14,159,930 \text{ 円} = 947,119 \text{ 円}$

・135 回の繰上げ返済: $15,107,049 \text{ 円} - 14,091,003 \text{ 円} = 1,016,046 \text{ 円}$

返済回数 134 回目の残高が 14,159,930 円で、134 回-120 回=14 回分が 947,119 円となり、100 万円以内で繰上げ返済分となり、元本の全額返済が可能となります。

全額返済された月の分だけ返済期間が短縮されるので、
短縮される返済期間=134 回-120 回=14 回(1 年 2 ヶ月)

したがって正解は、3. 1 年 2 ヶ月

問29

京介さんは、住宅ローンの見直しについてFPの五十嵐さんに質問をした。一般的な住宅ローンの見直しに関する五十嵐さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「より有利な条件の住宅ローンを探す金融機関に住宅ローンの『借換え』をする場合、抵当権の抹消や設定費用、事務手数料などの諸費用が必要になります。」
2. 「通常の返済とは別にローンの元金部分の一部を返済する『繰上げ返済』をした場合、その元金に対応する利息部分の支払いがなくなり、総返済額を減らす効果があります。」
3. 「現在の住宅ローンの借入先の金融機関において、返済期間を延長することで月々の返済額を減額したり、一定期間、月々の返済額を利息の支払いのみにする『条件変更』ができる場合もあります。」
4. 「固定金利選択型10年で借り入れている場合、現在の固定期間が終了した後は固定金利選択型10年で自動更新され、他の固定金利選択型や変動金利型を選択することはできません。」

【答え】

1. 適切

住宅ローンの借換えは、新たな金融機関で住宅ローンを組み直し、現在借りているローンを一括返済することを言います。

本問の通り

抵当権の抹消や設定費用、事務手数料などの諸費用が必要になります。」

2. 適切

本問の通り

繰上げ返済した資金はローンの元金部分に充当されますので、元金に対応する利息部分の支払いがなくなり、総返済額を減らす効果が期待できます。

3. 適切

本問の通り

現在の住宅ローンの借入先の金融機関に、条件変更を行いローン条件の変更を相談することもできます。

4. 不適切

固定金利選択型ローンの固定金利期間が終了した後、固定金利または変動金を選択することができます。

したがって正解は、4

問30

下記＜資料＞に基づく京介さんの自宅に係る年間の地震保険料を計算しなさい。なお、京介さんの自宅は京都府にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,400万円で、地震保険の保険金額は、2023年9月1日現在の火災保険の保険金額に基づく契約可能な最大額であり、地震保険料の割引制度は考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料：年間保険料例（地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合）＞

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県	730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県	1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県	2,300円	4,110円
埼玉県	2,650円	
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

【答え】

●地震保険

地震、地震による津波、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもので、地震保険単独では加入できず、火災保険とセットで加入契約します。

[保険金額]

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30~50%の範囲で設定。
ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

「本問の場合」

- ・火災保険は保険金額1,400万円です。50%相当額ですので、地震保険の保険金額の最大額700万円($1,400万円 \times 50\% = 700万円$)となります。

- ・本文に「地震保険料の割引制度は考慮外としない」とあるため割引適用の計算はしません。

- ・京都県のI構造の保険料は、保険金額100万円当たり730円

- ・地震保険の保険料 = $730円 \times (700万円 / 100万円)$
= 5,110円

したがって正解は、5,110(円)

問31

京介さんが加入している保険から保険金等が支払われた場合の課税に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア) 京介さんが死亡した場合に秋穂さんが受け取る定期保険Aの死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

(イ) 京介さんが余命6ヵ月以内と判断され、定期保険Aから受け取ったリビング・ニーズ特約の生前給付金の京介さんの相続開始時点における残額は、非課税となる。

(ウ) 自宅が隣家からの延焼で全焼した場合に京介さんが受け取る火災保険Bの損害保険金は、所得税(一時所得)の課税対象となる。

(エ) 自宅が地震による火災で全焼した場合に京介さんが受け取る火災保険Bの地震火災費用保険金は、非課税となる。

【答え】

ア. 適切

契約者と被保険者が同じの生命保険の死亡保険金を受け取った場合、**相続税**の課税対象となります。

イ. 不適切

リビング・ニーズ特約は、余命が**6ヶ月以内**と診断された場合に、保険料が前倒しで支払われる保険で、受け取った保険料は非課税となります。

受け取った保険料を残して、死亡してしまった場合は、**相続税の課税対象**です。

ウ. 不適切

個人が受け取った損害保険金は、**非課税**です。

エ. 適切

個人が受け取った地震火災費用保険金は、**非課税**です。

問32

京介さんは、病気療養のため2023年8月に7日間入院した。京介さんの2023年8月の1ヵ月間における保険診療分の医療費（窓口での自己負担分）が21万円であった場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、京介さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、標準報酬月額は30万円であるものとする。また、「健康保険限度額適用認定証」の提示はしておらず、世帯合算および多数回該当は考慮しないものとする。

＜資料＞

〔2023年8月分の高額療養費の算定〕		
		← 窓口での自己負担分 →
保険者が負担（療養の給付）	高額療養費	自己負担限度額
← 1ヵ月当たりの総医療費（保険診療分） →		
〔医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満）〕		
標準報酬月額	自己負担限度額（月額）	
① 83万円以上	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	
② 53万円～79万円	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	
③ 28万円～50万円	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	
④ 26万円以下	57,600円	
⑤ 市区町村民税非課税者等	35,400円	

1. 41,180円
2. 80,100円
3. 84,430円
4. 125,570円

【答え】

高額療養費は、月間の医療費の自己負担額が同一月に一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超過額について請求すれば、あとで健康保険から支給されます。

[本問の場合]

窓口の自己負担分(総医療費の3割)が21万円ですので、総医療費は21万円
 $\div 0.3 = 70$ 万となります。

標準報酬月額30万円です。

$$\begin{aligned}\text{自己負担限度額} &= 80,100\text{円} + (700,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% \\ &= 84,430\text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{高額療養費の支給額} &= 210,000\text{円} - 84,430\text{円} \\ &= 125,570\text{円}\end{aligned}$$

したがって正解は、4. 125,570円

問33

秋穂さんは、京介さんが死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの五十嵐さんに質問をした。京介さんが2023年9月に45歳で在職中に死亡した場合、京介さんの死亡時点において秋穂さんが受け取ることができる遺族給付に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、京介さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

「京介さんが2023年9月に死亡した場合、秋穂さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。秋穂さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に翔太さんを対象とする子の加算額を加えた額です。翔太さんが18歳到達年度の末日（3月31日）を経過すると遺族基礎年金は支給されなくなります。

また、遺族厚生年金の額は、原則として京介さんの被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額の（ア）相当額ですが、秋穂さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、被保険者期間が（イ）に満たない場合は（イ）として計算されます。

なお、京介さんが死亡したとき秋穂さんは40歳以上であるため、秋穂さんに支給される遺族厚生年金には、遺族基礎年金が支給されなくなった以後、秋穂さんが（ウ）に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。」

<語群>

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の2 | 3. 4分の3 |
| 4. 240月 | 5. 300月 | 6. 360月 |
| 7. 60歳 | 8. 65歳 | 9. 70歳 |

【答え】

ア. 3

遺族厚生年金の額は、死亡した人の報酬比例部分の年金額の4分の3相当額です。

イ. 5

遺族厚生年金の受給額は、被保険者の加入月数が 300 月に満たないときは 300 月で計算します

ウ. 8

・中高齢寡婦加算

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。

・夫が亡くなったとき、40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がない妻

・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が 18 歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は 20 歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき、妻が 65 歳になると支給がなくなります。

問34

秋穂さんは、今後、正社員からパートタイマーに勤務形態を変更し、京介さんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被扶養者となることを検討しているため、FPの五十嵐さんに相談をした。協会けんぽの被扶養者に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

「被扶養者になるには、主として被保険者により生計を維持していることおよび原則として、日本国内に住所を有していることが必要です。生計維持の基準は、被扶養者となる人が被保険者と同じ世帯に属している場合、原則として、被扶養者となる人の年間収入が（ア）未満（60歳以上の人または一定の障害者は***未満）で、被保険者の収入の（イ）未満であることとされています。

被扶養者となる人の年間収入については、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとされています。なお、雇用保険の失業給付や公的年金等は、収入に（ウ）。」

<語群>

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 103万円 | 2. 130万円 | 3. 150万円 |
| 4. 3分の1 | 5. 2分の1 | 6. 3分の2 |
| 7. 含まれます | 8. 含まれません | |

【答え】

ア. 2

健康保険の被扶養者は、年間収入が130万円未満であることなどの要件を満たす必要があります。

イ. 5

健康保険の被扶養者は、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。

ウ. 7

健康保険の被扶養者の年間収入は、雇用保険の失業給付や公的年金額も含みます。

【第10問】次の設例に基づき下記の問35～問40について解答しなさい。

<設例>

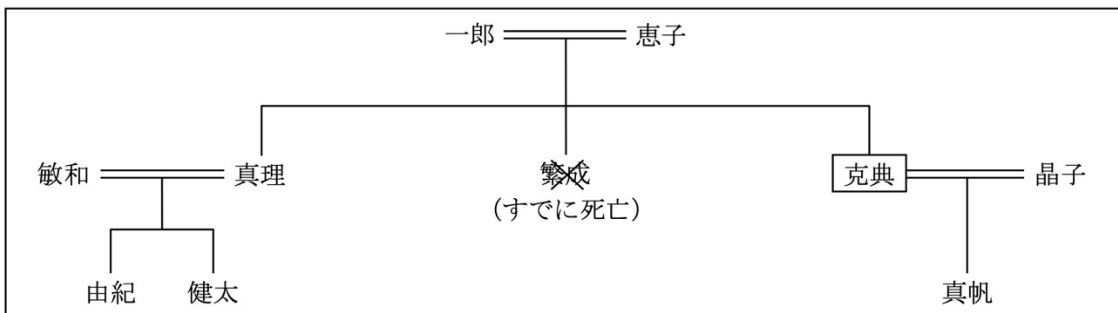
貿易業を営む自営業者（青色申告者）の関根克典さんは、今後の生活や事業などに関して、FPで税理士でもある氷室さんに相談をした。なお、下記のデータは2023年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
関根 克典	本人	1965年7月25日	58歳	自営業
晶子	妻	1966年1月18日	57歳	自営業（注1）
真帆	長女	2004年6月22日	19歳	大学生
一郎	父	1939年2月12日	84歳	無職
恵子	母	1942年5月 6日	81歳	無職

注1：晶子さんは、青色事業専従者として克典さんの事業に従事している。

II. 関根家の親族関係図



III. 関根家（克典さんと晶子さん）の財産の状況

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	克典	晶子
金融資産		
現金・預貯金	2,950	870
株式・債券等	1,100	200
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	3,600	
建物（自宅の家屋）	320	
土地（事務所の敷地）	3,400	
建物（事務所の建物）	850	
その他		
事業用資産（不動産以外）	580	
動産等	180	210

[資料2：負債残高]

住宅ローン：300万円（債務者は克典さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：2,250万円（債務者は克典さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	克典	克典	晶子	1,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	克典	克典	晶子	200 2,000	120 —
終身保険C	克典	克典	晶子	400	220
終身保険D	克典	晶子	克典	200	180
終身保険E	晶子	晶子	真帆	400	150

注2：解約返戻金相当額は、2023年9月1日現在で解約した場合の金額である。

注3：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額400万円の災害割増特約が付保されている。

注4：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの氷室さんは、まず2023年9月1日現在における関根家(克典さんと晶子さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)にあてはまる数値を計算しなさい。

< 関根家(克典さんと晶子さん)のバランスシート> (単位:万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	事業用借入	×××
株式・債券等	×××		
生命保険(解約返戻金相当額)	×××		
不動産		負債合計	×××
土地(自宅の敷地)	×××		
建物(自宅の家屋)	×××		
土地(事務所の敷地)	×××		
建物(事務所の建物)	×××	[純資産]	(ア)
その他			
事業用資産(不動産以外)	×××		
動産等	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

[純資産の計算式]

総資産-総負債=純資産

〈資産〉

預貯金等 : 2,950 万円 + 870 万円 = 3,820 万円

株式・投資信託 : 1,100 万円 + 200 万円 = 1,300 万円

生命保険 : 120 万円 + 220 万円 + 180 万円 + 150 万円 = 670 万円

不動産 : 土地(自宅の敷地) 3,600 万円

建物(自宅の家屋) 320 万円

: 土地(事務所の敷地) 3,400 万円

建物(事務所の家屋) 850 万円

その他(動産等) : 580 万円 + 180 万円 + 210 万円 = 970 万円

総資産額 = 14,930 万円

〈負債〉

住宅ローン : 300 万円

事業用借入 = 2,250 万円

総負債額 = 2,550 万円

純資産額 = 14,930 万円 - 2,550 万円 = 12,380 万円

したがって正解は、12,380 (万円)

問36

下記＜資料＞は、克典さんの2023年分の所得税の確定申告書に添付された損益計算書である。＜資料＞の空欄(ア)にあてはまる克典さんの2023年分の事業所得の金額の数値として、正しいものはどれか。なお、克典さんは青色申告の承認を受けており、青色申告決算書(貸借対照表を含む)を添付し、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して電子申告を行うものとする。

＜資料＞

[損益計算書]

科 目		金額 (円)	
売上 (収入) 金額 (雑収入を含む)		①	40,000,000
売上 原価	期首商品棚卸高	②	2,500,000
	仕入金額	③	24,000,000
	小計	④	26,500,000
	期末商品棚卸高	⑤	3,000,000
	差引原価	⑥	23,500,000
差引金額		⑦	***
経費	減価償却費	⑧	500,000
	省 略		
	雑費	⑩	100,000
	計	⑪	5,000,000
差引金額		⑫	***

科 目		金額 (円)	
各種引当金・準備金等	貸倒引当金	⑬	0
		⑭	
		⑮	
	計	⑯	0
	専従者給与	⑰	1,800,000
	貸倒引当金	⑱	0
		⑲	
		⑳	
	計	㉑	1,800,000
	青色申告特別控除前の所得金額	㉒	***
青色申告特別控除額		㉓	650,000
所得金額		㉔	(ア)

※問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

1. 9,050,000
2. 9,700,000
3. 10,850,000
4. 11,500,000

【答え】

[7] 売上総利益=売上高-売上原価

売上総利益=40,000,000円-23,500,000円=16,500,000円

[33] 営業利益=売上総利益-経費合計(販売費及び一般管理費)

営業利益=16,500,000円-5,000,000円=11,500,000円

[43] 青色申告特別控除前の所得金額=営業利益-各種引当金・準備金等

青色申告特別控除前の所得金額=11,500,000円-1,800,000円=9,700,000円

[45] 所得金額=青色申告特別控除前の所得金額-青色申告特別控除額

=9,700,000円-650,000円

=9,050,000円

したがって正解は、1

問37

克典さんは「小規模宅地等の特例」の適用要件について、FPで税理士でもある氷室さんに質問をした。相続税における「小規模宅地等の特例」に関する下表の空欄(ア)～(エ)にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、問題作成の都合上、表の一部を「***」にしてある。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合	備考
特定事業用宅地等	(***) m ²	(ウ) %	(注)
特定同族会社事業用宅地等			—
特定居住用宅地等	(ア) m ²		—
貸付事業用宅地等	(イ) m ²	50%	(注)

(注) 一定の場合に該当しない限り、相続開始前 (エ) 年以内に新たに(貸付)事業の用に供された宅地等を除く。

1. (ア)330 (イ)200 (ウ)80 (エ)3
2. (ア)330 (イ)240 (ウ)70 (エ)5
3. (ア)400 (イ)200 (ウ)80 (エ)5
4. (ア)400 (イ)240 (ウ)70 (エ)3

【答え】

小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	(ア)330㎡	(ウ)80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	
	貸付事業用宅地	(イ)200㎡	50%

(エ)

相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等は、貸付事業用宅地等の対象となりません。

したがって正解は、1

問38

克典さんが下記＜資料＞の債券を満期（償還）時まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

＜資料＞

表面利率：年0.10％

買付価格：額面100円につき99.62円

発行価格：額面100円につき100.00円

償還までの残存期間：8年

【答え】

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned}\text{最終利回り} &= \{0.1 + (100 - 99.62) \div 8\} \div 99.62 \times 100 \\ &= 0.1480\ldots\% \\ &= 0.148\% (\text{小数点以下第4位切り捨て})\end{aligned}$$

したがって正解は、0.148%

問39

克典さんは、65歳から老齢基礎年金を受給することができるが、60歳になる2025年7月から繰上げ受給することを考えている。克典さんが60歳到達月に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合、60歳時に受け取ることができる繰上げ支給の老齢基礎年金(付加年金を含む)の額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記＜資料＞に基づくものとし、計算過程および老齢基礎年金の年金額については、円未満を四捨五入するものとする。また、振替加算は考慮しないものとする。

＜資料＞

[克典さんの国民年金保険料納付済期間]

1988年4月～2025年6月(447月)

※これ以外に保険料納付済期間はなく、保険料免除期間もないものとする。

[克典さんが付加保険料を納めた期間]

2005年7月～2025年6月(240月)

[その他]

老齢基礎年金の額(満額): 795,000円

克典さんの加入可能年数: 40年

繰上げ受給による年金額の減額率: $\text{繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数} \times 0.4\%$

1. 599,141円
2. 610,661円
3. 640,680円
4. 652,200円

【答え】

●老齢基礎年金の計算方法

満額の年金額 795,000 円 $\times$ (保険料納付済み期間 + 免除期間) $\div$ 480 月 (40 年 $\times$ 12 ヶ月)

[本問の場合]

保険料納付済み期間: 447 月

老齢基礎年金額 = 795,000 円 $\times$ 447 月 / 480 月 = 740,343.75 円

●付加年金

付加年金額 = 200 円 $\times$ 付加保険料納付済み月数

[本問の場合]

付加年金額 = 200 円 $\times$ 240 月 = 48,000 円

●繰上げ支給

・本来 65 歳からの年金受給を最長 60 歳まで繰り上げることができます。
1 ヶ月あたり **0.4%** の減額となり、12 ヶ月 $\times$ 0.4% $\times$ 最大 5 年 = 24% 減額となります。

減額された金額 = 100% - 24% = **76%**

・付加年金は老齢基礎年金の繰上げ・繰下げに連動して同じ増減額となります。

(740,343.75 円 + 48,000 円) $\times$ 76% = 599,141.25 円

= **599,141 円** (万円未満四捨五入)

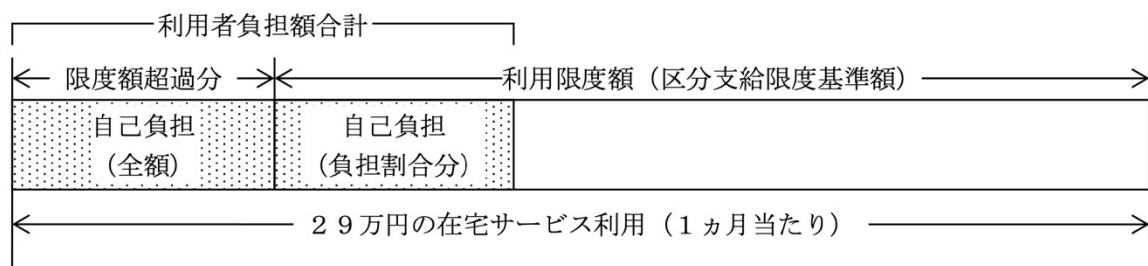
したがって正解は、1

問40

克典さんの父の一郎さんは、在宅で公的介護保険のサービスを利用している。一郎さんが2023年8月の1ヵ月間に利用した公的介護保険の在宅サービスの費用が29万円である場合、下記＜資料＞に基づく介護（在宅）サービスの利用者負担額合計として、正しいものはどれか。なお、一郎さんは公的介護保険における要介護3の認定を受けており、介護サービスを受けた場合の自己負担割合は1割であるものとする。また、同月中に＜資料＞以外の公的介護保険の利用はないものとし、記載のない条件については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

〔一郎さんの介護（在宅）サービス利用時の自己負担額：2023年8月分〕



〔在宅サービスの1ヵ月当たりの区分支給限度基準額〕

要介護度	区分支給限度基準額（月額）
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※1単位は10円とする。

1. 19,520円
2. 27,048円
3. 29,000円
4. 46,568円

【答え】

公的介護保険のサービスの利用者負担額は、
「限度額超過分」と「負担割合分」の合計です

[本問の場合]

問題文より、一郎さんは公的介護保険の在宅サービスの費用290,000円
で、公的介護保険における要介護3の認定を受けており、介護サービスを受
けた場合の自己負担割合は1割です。

資料より、要介護3=27,048単位(1単位10円)

在宅サービスの1ヶ月当たりの利用限度額=27,048×10円=270,480円

・限度超過分=290,000円-270,480円=19,520円

・自己負担(1割)=270,480円×10%=27,048円

サービス利用者負担額合計=19,520円+27,048円
=46,568円

したがって正解は、4